

令和 8 年 1 月

村民のみなさま

北山村教育委員会

## 社会教育における学校体育館等の利用と団体登録 (サークル登録) について (お知らせ)

北山村では、地域住民による体育活動、健康増進、文化活動、レクリエーション、スポーツ少年団活動などの社会教育の振興ために「北山村社会教育における学校・社会教育施設等の利用に関する要綱」を定め、下記の施設を学校教育、公民館行事に支障のない範囲で利用できることとしています。  
団体登録 (サークル登録) により下記の施設を利用いただけます。村民のみなさまの積極的な活動とご利用をお待ちしています。

### 記

#### 1 施設等

- ・ 小学校施設 (運動場・家庭科室)
- ・ 中学校施設 (体育館)
- ・ ふれあいプラザ
- ・ 村民会館 (会議室・実習室・大集会室)

#### 2 サークル登録

北山村教育委員会で随時受け付けています。  
※登録には登録団体名、代表者氏名を届け出てください。

#### 3 その他

上記施設は、個人での利用や登録のない団体の利用はできません。なお、村民会館については「貸館事業」としての利用ができます。(原則有料です)

北山村教育委員会  
担当 吉積、小林  
電話 4 9 - 8 0 1 0